2018 年 5 月 25 日

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」に関する意見

BSA ｜ザ・ソフトウェア・アライアンス

BSA| ザ・ソフトウェア・アライアンス[1]（以下「BSA」といいます。）は、個人情報保護委員会（以下「貴委員会」といいます。）より公表された「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」（以下「本ガイドライン」といいます。また、以下、「個人情報の保護に関する法律」を「法」又は「個人情報保護法」といいます。）に関し、以下の通り意見を提出します（以下「本意見」といいます）。

BSA は、貴委員会及び各関係省庁が、EU との間で、相互に両者の個人情報保護制度の十分性を認定する交渉を進めてこられた努力に感謝し敬意を表します。また、BSA は、現代の経済におけるデータ利活用及び国際的なデータ移転の重要性・有用性を十分に認識されたうえで、日本・EU 間における円滑な個人データ移転を可能にする制度構築に向けて本ガイドラインを策定する取組みを支持します。

この交渉に先立ち、日本は、データの適正な利活用や事業活動のグローバル化に伴う越境データの移転などに対応するため、2015 年 9 月に改正個人情報保護法（以下「個人情報保護法」又は「法」といいます。）を成立させ、2017 年 5 月に全面施行しました。実効的な個人情報の保護と、円滑な越境データ移転は、全般的にグローバル経済の重要な基礎であるとともに、クラウドサービスやインターネットベースの革新的な技術及びサービスの創出にとって極めて重要です。

本ガイドラインは、日本・EU 間の効率的なデータ移転の確保という重要な目的を達成しながら、十分性に関する交渉において重要な点を盛り込むことを目指しています。もっとも、本ガイドラインは、EU 域内から十分性認定により個人情報の移転を受ける場合について、

[1] BSA ｜ The Software Alliance（BSA ｜ ザ・ソフトウェア・アライアンス）は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSAの加盟企業は世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成されており、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントンDCに本部を構え、世界60カ国以上で活動するBSAは、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。BSAの活動には、Adobe, Amazon Web Services, ANSYS, Apple, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, Box, CA Technologies, Cisco, CNC/Mastercam, DataStax, DocuSign, IBM, Informatica, Intel, Microsoft, Okta, Oracle, salesforce.com, SAS Institute, Siemens PLM Software, Splunk, Symantec, The MathWorks, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation, 及び Workdayが加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト（http://bsa.or.jp）をご覧ください。

22F Shibuya Mark City West
1-12-1 Dogenzaka Shibuyaku,
Tokyo 150-0043
P +81 4360 5473
F +81 4360 5301
W bsa.org
Japan Representative Office

個人情報保護法及び関連するガイドラインを上回る厳しい義務を課すものです。特に、本ガイドラインは、企業に、EU 域内から移転を受ける個人情報と日本国内で取得したか又は他の国・地域から移転を受ける個人情報と区別して取り扱うことを求めています。その結果、本ガイドラインは、不必要な負担を越境データ移転に課し、技術革新の障害となる可能性があります。

BSA は、本ガイドラインによる変更の潜在的な影響に鑑み、貴委員会が、本ガイドラインにおいて、利用目的、外国にある第三者への提供の制限及び匿名加工情報について規定する箇所につき、既存の例外規定の適用可能性について、より明確化されるよう要望します。また、後述のとおり、BSA は、貴委員会が、現行の各ガイドラインに対する変更点を限定的な範囲に維持されることを求めます。さらに、より大きな視点からは、BSA は、APEC 越境プライバシールール(CBPR)システム（以下「APEC CBPR」といいます。）の広がりを含め、これらの重要な課題に対する多国間アプローチの更なる発展につき、日本政府が引き続きリーダーシップを発揮されるよう要望します。

I.　本ガイドラインの具体的な箇所に関するコメント

1. 利用目的の特定、利用目的による制限（法第15条第1項・法第16条第1項・法第26条第1項・第3項関係）

本ガイドラインでは、「個人情報取扱事業者がＥＵ域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、法26条第1項及び第3項の規定に基づき、ＥＵ域内当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録すること」とされています。この点、法26条第1項ただし書きは、23条第1項が規定する同意の取得を不要とする場合又は第5項各号のいずれかに該当する場合（委託、合併その他の事業承継、共同利用等の場合）を確認義務から除外していますが、本ガイドライン上は、この点が明確に言及されておりません。これらを除外する規定は、企業が重要な事業活動を行い又は革新的なサービスを提供するうえで柔軟性をもたらす重要なものであり、法23条第1項又は第5項各号の場合は、確認・記録義務から除外されることを本ガイドライン上明示いただけるようお願い致します。

2. 外国にある第三者への提供の制限（法第24条・規則第11条の2関係）

私どもは、本ガイドライン②の記載は、規則第11条の2第1号及び第2号を分かり易く例示をして書き下しているものの、規則第11条の2並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（以下単に「外国にある第三者への提供編」といいます。）及びQ&Aの関連箇所に何ら変更を及ぼすまでのものではないと理解しております。よって、例えば、提供元又は提供先がAPEC CBPRの認証を受けている場合等には、外国にある第三者への提供編に記載のとおり、認証を受ける手続中で本ガイドラインの要件も担保されているものと考えます。前述のとおり、BSAは、日本政府がAPEC CBPRを含む多国間の枠組みを推進していくことを支援するとともに、日本政府がこれまで示されてきた個人情報保護法に関する現行のガイドラインに示されたルールを堅持していくことを要望します。

3. 匿名加工情報（法第2条第9項・法第36条第1項第2項関係）

私どもは、以前のパブリックコメントの機会において、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）につき、規則第19条の基準に準拠する加工方法（特定の個人を識別することができないよう加工することや、復元できないようにすることなど）の記載に関し、事業者が、結果を重視したリスクベースの考え方に基づき、効果的に個人の識別及び再識別を防止する適切な方法を採用すべきであることを明示すべきである旨を

指摘しました。また、適正な加工方法については、技術革新の影響を受け、業界の自主的な取組みが、効果的なデータ保護に向けて大きく貢献する可能性があることから、現行及び将来の各産業分野で提案されるベストプラクティスが採用されるべきである旨も指摘しました。

この点、本ガイドラインは、匿名加工情報とGDPR下のpseudonymisationがそれぞれの制度において異なる取り扱いを受けることを前提としつつ、双方に許容可能な範囲で策定されたものと理解します。しかしながら、厳格な不可逆性の基準を用いて、特定の手法を要求し、匿名加工情報の範囲を狭めることは、個人にとってプライバシーに関するリスクの低い場合であっても匿名情報の利用を減少させたり、革新的なデータ利用を妨げ、重大な経済的・社会的影響を与える可能性があります。

BSAは、この重要な問題を解決する上記提案の合理性と効果について理解が得られ、匿名加工情報についてのルールが、今後改正されることを期待しております。

II. 本ガイドラインの対象範囲

現在のところ、本ガイドラインの対象範囲は比較的限定的と言えますが、将来的に対象範囲が広がるようなことになれば、その複雑さによるデメリットが、相互認定のメリットを上回ることにもなり兼ねません。従って、本ガイドラインを策定した後に、対象範囲が拡大していくことのないよう、貴委員会が、引き続き、越境データ移転を含め事業活動における効率的なデータ利用を確保しつつ、実効的に個人情報を保護する日本の個人情報保護制度を目指されるよう求めます。また、十分な民間からのフィードバックを得るため、貴委員会と民間の対話の仕組みを継続していただけるようお願い致します。

III. 越境データ移転を促進するための多国間アプローチ

クラウドサービスやインターネットベースサービスの大きな利点の１つである費用効率の便益を最大化するためには、グローバルな規模でデータ移転を最適に行う必要があり、円滑な越境データ移転をグローバル規模で確保することが非常に重要です。そのためには、日本・EU 間の取組みを超えたより広範な多国間での取組みが非常に重要であり、APEC プライバシー原則及び APEC CBPR を始めとする多国間の枠組みを更に発展させていくよう、日本政府が引き続きリーダーシップを発揮されることを真摯に希望します。

結び

BSAは、本ガイドライン案に対する意見提出の機会及び貴委員会のこれまでのご尽力に感謝致します。本意見が、本ガイドライン案を完成させる上で有益であることを願うとともに、引き続き貴委員会と協力していけることを願っております。本意見について、ご質問等ございましたらいつでもご連絡下さい。

以　上